

\\ 大人になるあなたに知ってほしい //

気を付けたい消費者トラブル

消費生活センター ☎725・8805

気を付けたい消費者トラブルの事例

成年を迎えると、自分の意思で商品の購入や契約を自由に行うことができます。一方で、保護者がお子さんの契約を取り消すことはできなくなります。

市に寄せられる相談の多くは、「注文した商品が届かない」「届いた商品が不良品だった」等の商品の購入・契約に関する相談や、「初回無料と聞いていたのに、その後も商品が届き、代金を請求される」といった定期購入のトラブルに関するものです。

また、エステ・美容整形の契約や、情報商材の購入に関するトラブルは、特に若い方々が被害に遭いやすく、注意が必要です。

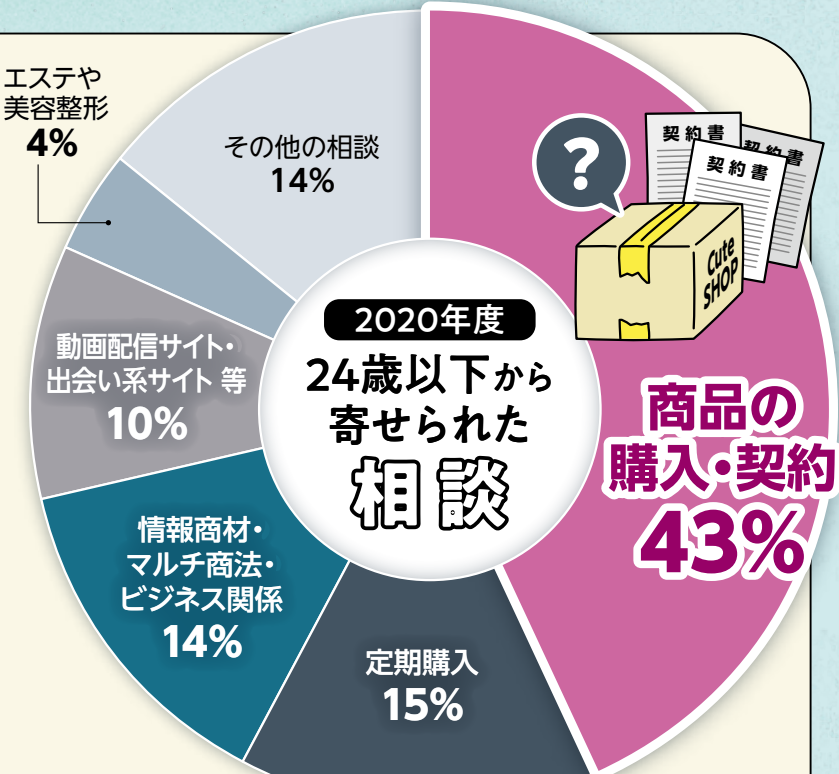
具体的なトラブルの事例

事例1 “簡単に稼げる”って本当かな？

サークルの先輩から「SNSを利用した簡単に稼げるビジネスがある」と誘われた。大学の卒業生に会い、そのビジネスでたくさんもうかったという話を聞かされた後、マニュアルが入っているというUSBメモリーを50万円で購入するよう勧められた。

高すぎると思ったが、「50万円くらいならすぐに稼げるよ。学生ローンで借金すれば大丈夫」と強く勧められたので、断り切れずに購入してしまった。

USBメモリーの内容は抽象的なことばかりで全く収入につながらない。結局借金だけが残ってしまい、月々の返済が厳しい。



※2020年4月1日～2021年3月31日に同センターに寄せられた相談のうち、当事者が24歳以下のものを集計し、小数点以下を四捨五入しています。

事例2 お試しのつもりが〇〇万円に…

SNSの広告で「初回お試し価格3000円」というエステサロンを見つけたので、軽い気持ちで行ってみた。お店のスタッフからほめられて、すごくきれいになったような気がしたので、勧められるまま全部で12回の施術を契約してしまった。

金額は合計約30万円。高いと思ったけれど、分割にすれば月々の支払いは少ないので大丈夫と言われた。60回の分割払いにしたものの、やっぱり払えそうになくて困っている。

消費生活センター専門相談員からのメッセージ

わたしたちがお手伝いします

消費生活相談（下欄参照）では、皆さんからの相談を受け付ける時に、本人が何に困っているのか、また本人の気が付いていない問題を引き出す信頼関係が作れるような聞き取りを心掛けています。

これから成年を迎える方に、「ちょっとまって！その契約は大丈夫？おいしい話には裏がある」のメッセージを贈ります。簡単にもうかる話はありません。インターネットの情報をすぐに信用せず、まずは消費生活センターに相談しましょう！

ささいなことでも大丈夫

困ったときは相談してください

大人になり、自分一人ですることが増えたということは、契約や行動について責任を持ち、自分で考えて判断する力が必要になるということです。

しかし、困ったときには自分一人で抱え込まず、身近な家族や周囲の方に相談しましょう。

市では、事業者との契約トラブルに関する相談先を設けています。

不当な勧誘行為を受けている場合は、契約を取り消すことができる場合もあります。

まずは気軽に相談してください。



消費生活相談

専門の相談員が、商品やサービスに関する契約上のトラブルや、その他の消費生活に関する相談を受け、助言やあっせん等を行います。

対 象 市内在住、在勤、在学の方 **相 談 日** 祝休日を除く月～土曜日

受付時間 午前9時～正午、午後1時～4時

申し込み 電話で消費生活センター相談専用電話（☎722・0001）へ

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、当面の間、電話相談をご利用ください。
※メールでの相談は行っていません。

「若者のトラブル110番」を実施します。詳細は6面をご覧ください。

「悩み」の相談先一覧

生活や仕事、子育てやいじめなどさまざまな悩みについて、市民の方が利用できる相談窓口を紹介しています。詳細は市HP（右記二次元バーコード）をご覧ください。



今も未来も大切に
町田市のSDGs

